

令和８年（2026年）９月１日

枚方市長　伏見　隆　　様

枚方市児童育成支援拠点事業者選定審査会

会長　玉野まりこ

枚方市児童育成支援拠点事業者選定の答申について

本審査会に対して諮問のあった枚方市児童育成支援拠点事業者の選定について、慎重に審議した結果、下記の意見を付して答申する。

枚方市においては、答申を十分に尊重し手続を取られるよう要請する。

記

＜枚方市児童育成支援拠点事業者の選定に関する付帯意見＞

本事業は、家庭環境や養育環境等に課題を抱え、不登校、発達上の特性、対人関係の難しさ、精神的な不調など、様々な困難を有する児童を対象とするものである。

審査会では、各事業者から様々な提案が示された一方で、こうした児童の生育歴や家庭環境等を踏まえ、虐待や不適切な養育、愛着形成上の課題、トラウマ等の背景を理解した上で支援する視点については、今後さらに深めていく必要があるとの意見があった。

本事業は、単に居場所や学習の機会を提供するだけではなく、児童が安心できる大人との関係を築き、その関係性の中で自分らしく過ごしながら、次の一歩につながる力を育む場であることが重要である。

このことを踏まえ、市においては、選定事業者による事業の実施に当たり、次の事項について十分に留意し、必要な支援・助言及び確認を行われたい。

１　児童一人ひとりの背景を踏まえた支援について

児童の行動のみを捉えて指導・管理するのではなく、生育歴、家庭環境、発達特性等を踏まえ、その行動の背景にある思いや困りごとを理解した支援が行われるよう、事業者に対して必要な助言・研修等を行うこと。特に、愛着形成上の課題やトラウマ等への理解を深め、児童が安心できる環境や信頼できる大人との関係づくりを重視した支援となるよう努めること。

２　専門的な支援体制について

心理職、ソーシャルワーカー等の専門職が適切に確保・配置され、その専門性が日々の支援に十分に生かされる体制となっているかを確認すること。また、不登校、自傷行為、対人関係上のトラブル等、専門的な対応が必要となる児童を受け入れることを想定し、職員間の情報共有や専門職への相談、関係機関へのつなぎが適切に行われる体制を確保すること。

3　子どもの権利及び意向を尊重した支援について

児童を一方的に指導・支援する対象として捉えるのではなく、児童自身の思いや意向を丁寧に聴き、対話を通じて信頼関係を築く支援が行われるよう確認すること。また、「子どもの最善の利益」を基本とし、子どもの権利を尊重する考え方が、日々の具体的な支援や職員の対応に反映されるよう取り組むこと。

4　保護者及び関係機関との連携について

保護者についても支援の対象であることを踏まえ、保護者の置かれている状況や思いを理解し、子どもの成長をともに支える関係を築く支援が行われるよう留意すること。また、市、学校、児童相談所その他の関係機関と事業者が適切に連携し、児童及び家庭の状況に応じた切れ目のない支援につながるよう、市として必要な調整を行うこと。

5　事業開始後の検証と継続的な改善について

本事業は新たな取組であり、実施する中で様々な課題が明らかになることも想定される。そのため、市においては、利用児童の状況や支援の実施状況を継続的に把握・検証するとともに、事業者との協議を行い、必要に応じて支援方法、人員体制、関係機関との連携等について見直しを行うこと。特に、事業開始後に明らかとなる困難な課題については、市と事業者が共通認識を持って対応し、より良い支援につなげていくこと。

＜契約候補者等＞

契約候補者	所　在　地：枚方市大垣内町２丁目 17－３ 事業者名称：株式会社　いま・ここ 代表者名：　代表取締役　村田直和
契約候補（次点）者	所　在　地：大阪市中央区本町１丁目５番７号　西村ビル 404 事業者名称：株式会社アップサポート 代表者名：　代表取締役　大野雄大

なお、選定審査表集計結果および講評については、別紙のとおり。

以上

別紙１

評価項目		採点結果		
		事業者１	事業者２	事業者３
１次審査項目	１．事業者の学齢期の児童を含む子どもの居場所を運営した実績	3.6	3.8	2.8
	２．管理者及び担当者の学齢期の児童を含む子どもの居場所を運営した実績	3.6	3.8	2.8
	３．スケジュールの具体性・実現可能性	3.2	3.6	2.0
	４．見積金額	9.5	10.0	9.2
２次審査項目	１．事業に対する団体の考え			
	児童育成支援拠点事業の理解度、意欲や熱意	3.8	4.0	2.6
	２．事業の実施場所・開設日・時間			
	①事業の実施場所・施設・設備	8.0	8.0	2.8
	②定員	9.6	8.0	3.6
	③開所日及び開所時間	8.4	6.8	7.6
	３．支援の内容			
	①安全・安心な居場所の提供	6.8	6.4	5.2
	②生活習慣の形成	7.6	6	3.6
	③学習の支援	9.6	9	7.8
	④食事の提供	11.4	10.8	9.6
	⑤課外活動の提供	3.8	4.2	2.4
	⑥市、学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携	7.2	6.4	4.4
	⑦保護者への情報提供、相談支援	3.2	3.4	2
	⑧送迎支援	8.8	7.2	4
	４．職員体制・人材育成の考え方			
	①業務遂行能力のある職員体制	9.6	10.8	7.8
	②職員確保策・人材育成	9.6	9.6	6.6
	５．個人情報の考え方と安全・危機管理体制			
	①個人情報の取扱い・プライバシーの保護	8.4	7.6	5.6
	②安全・危機管理体制（日常・防災）	8	6.4	4.8
	６．独自提案	7.2	6	6.8
合計		150.9	141.8	104.0

※200点満点

別紙２

◆講評

【申請事業者①】

本申請事業者については、本事業の目的や子どもの最善の利益、子どもの権利を大切にする姿勢が示されており、事業の実施に向けた意欲や熱意が感じられた。また、審査項目に沿って具体的に説明されており、事業計画の具体性や収支計画における積算の根拠の明確性から、事業の実現可能性について一定の評価ができる。

一方で、本事業の対象となる子どもには、不登校だけでなく、家庭環境やこれまでの経験から、人との関係づくりや気持ちの安定に難しさを抱えている子どももいることから、こうした子どもの背景や特性について、さらに理解を深めることが期待される。また、子どもへの支援に加え、保護者自身も支援の対象として捉え、専門職と連携しながら家庭全体を支える視点も重要である。

特に、心理職などの専門職については、法人として職員の資格取得支援などもあるため、配置の頻度や経験・専門性を含め、必要な支援を安定して行える体制をより明確にすることが望まれる。今回示された事業への意欲や具体的な運営力を生かしながら、専門的な支援体制をさらに充実させることで、より安心して子どもを受け入れられる事業となることを期待する。

【申請事業者②】

本申請事業者については、子どもを取り巻く困難な状況や不登校の背景を、本人の特性だけでなく、家庭や学校、周囲との関係など複数の要因から捉えており、子どもへの理解が深い点が評価できる。また、子どもを変えようとするのではなく、子どもの思いを聴き、大人との信頼関係を築きながら、子どもが次の一歩を踏み出すための環境を整えるという考え方は、本事業の目的にも合致している。

実際に事業に携わる職員が示されるなど、人員確保に向けた一定の安心感が得られた点や、職員が継続して子どもに関わるための環境づくりについても評価できる。また、農園活動など、子どもが日常とは異なる体験を通して自分の可能性を広げられる取組も特色の一つである。

一方で、理念や考え方については評価できるものの、それを実際の支援にどのようにつなげるのかについては、さらに具体化することが望まれる。子ども同士のトラブルや、強い不安を抱える子どもへの対応、個室の利用、保護者との関わりなど、日々の支援で起こり得る場面を想定した対応方法や危機管理体制を明確にすることが期待される。持っている理念や専門性を具体的な実践につなげることで、より特色ある事業となることを期待する。

【申請事業者③】

本申請事業者については、これまでの事業で培った経験を生かし、プログラミング療育など独自性のある活動を提案している点に特色があり、子どもの興味や特性を生かした支援につながる可能性がある。また、医療機関との連携や食事の安定的な提供の具体的な見通しが示され、運営上の強みとして評価ができる。事業に対する意欲や熱意も感じられた。

一方で、本事業では、家庭環境やこれまでの経験から、人との関係づくりや気持ちの安定に難しさを抱える子どもなど、幅広い支援ニーズへの対応が求められる。そのため、既存の事業で培った経験を生かしつつ、本事業ならではの子どもの背景や支援のあり方について、さらに理解を深めることが期待される。特に、子どもとの信頼関係の築き方や、子どもの権利を守る視点、専門職との連携について、より具体的な支援体制を示すことが望まれる。

また、事業開始後に生じる様々な課題を見据え、あらかじめ対応方法や役割分担を整理しておくことも重要である。既存事業で培った実践力と独自性を本事業に生かしながら、利用する子どもの多様なニーズに対応できる体制を整えることで、より魅力的で安心できる事業となることを期待する。